

茨城県観光パンフレット作成業務の公募に係る説明書

平成28年12月13日に公告した標記委託業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 平成28年度茨城県観光パンフレット作成等委託業務
- (2) 委託業務の目的 茨城県の観光資源などを紹介する総合パンフレットを作成することにより、県内外において広く茨城県の観光の魅力をPRし、本県への観光誘客に繋げる。
- (3) 委託業務の内容 平成28年度茨城県観光パンフレット作成等委託業務仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から平成29年3月21日まで
- (5) 見積限度額 4,536,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

2 参加者の資格に関する事項

当企画提案競争に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 企画提案書の提出手続き

- (1) 担当部局 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局（担当：立野）
（茨城県商工労働観光部観光局観光物産課 宣伝誘客グループ）
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
電話 029-301-3622（直通）
FAX 029-301-3629

(2) 提出物について

①企画書及びラフデザイン案

企画書には、パンフレットの制作内容等を記載すること。

ラフデザイン（カラー印刷）には、以下の方針を反映し、表紙のデザイン案（2案以上）、取材ページの企画案及びテーマ別特集ページの企画案を提示し、全36ページ以上のデザイン案を示すこと。

- ・年間を通してPRできる観光素材を掲載し、保存性の高いパンフレットとする。
- ・20代～シニア層の旅行に関心の高い男女に手にとってもらえるような体裁とする。
- ・茨城県内の観光資源を広く掲載するとともに、特定の観光資源をピックアップし、特集するなど、メリハリを持たせ読みやすい誌面構成とする。
- ・茨城県の新たな魅力を発見できるなど、旅行需要の創出につながる内容とする。
- ・県内の観光資源をテーマとして、グルメ、酒蔵、温泉（宿泊施設10か所程度、日帰り入浴施設含む）、花・植物、道の駅、工場見学、体験などを掲載する。
- ・地域ごとのスポット・周遊モデルコースを紹介する。

- ・地図情報（掲載施設及び東京との位置関係がわかるものを含む）を掲載する。
- ・首都圏及び茨城空港就航先からのアクセス情報を掲載する。
- ・その他必要な情報を掲載する。
- ・裏表紙に以下のとおり問い合わせ先を掲載する。

発行／漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
 （茨城県商工労働観光部観光局観光物産課内）
 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
 TEL 029-301-3622

【茨城の観光情報はこちら】

<http://www.ibarakiguide.jp/> ※左記 URL の QR コードも掲載すること。

②見積書

積算基礎（デザイン・制作費，取材費，印刷費，製本費及び発送費の別）が明確な経費見積額（消費税等額を含む）を提出すること。

③会社概要

- ④委託事業に係る過去の実績
- ⑤企画提案提出書（様式第1号）
- ⑥資格要件に係る申立書（様式第2号）
- ⑦会社概要（パンフレット等）

(3) 提出書類の作成及び部数

- ・①については，1冊の資料としてまとめ，無記名のものを5部，社名を記載したものを1部提出すること。
- ・②～⑦については1部提出すること。

(4) 提出期限 平成28年12月27日（火）午後5時必着

(5) 提出方法 持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。

(6) 提出先 上記（1）の担当部局に同じ。

(7) 参加報酬 企画書作成にあたっての報酬は無報酬とし，各参加者が経費を負担する。

4 審査方法及び評価項目

- ・選定方法は，公募型プロポーザル方式とする。
- ・審査は，企画提案書を漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が設置した審査委員会において，別途定める評価基準に基づき総合的に審査し，最適業者を選定する。
- ・採用・不採用は審査委員会終了後に通知する。
- ・審査の内容については，一切公開しない。
- ・結果についての審議申し立ては一切認めない。

5 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については，平成28年12月26日（月）午後5時まで，担当部局へのFAX（様式任意）又はメールにて受け付ける。

6 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会と受託者が共同で保有する。
- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、必要に応じて提案された内容を変更する場合がある。
- (7) 契約書作成の要否 要

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

平成 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 橋 本 昌 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印

印

この事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

平成 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 橋 本 昌 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印

印

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が実施する「茨城県観光パンフレット作成委託業務」の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。